

ほぼ毎週
発行

労働法大改悪阻止 闘争本部ニュース No.170

No.170 2020.12.23

■均等均衡待遇に関するオンライン集会を開催しました！

2020年12月16日午後6時より、オンライン集会「均等均衡待遇の実現－最高裁判決を乗り越えて－」を労働弁護団主催で開催しました。この集会は、同年10月に相次いで出された労働契約法旧20条に関する最高裁判決を受けたもので、約160名が参加しました。

■均衡待遇の見えない最高裁判決

大阪医科薬科大学事件は賞与について、メトロコマース事件は退職金について、高裁は、それぞれ正社員との格差は違法であるとして、原告労働者らの請求額の一部を認める判決を下しました。これらは、高裁が正規・非正規の均衡待遇を考慮した結果でした。

しかし、最高裁は、大阪医科薬科大学事件の賞与、メトロコマース事件の退職金のいずれについても、全く支給していなくても格差が不合理とは言えないとして、原告労働者らの請求を棄却する不当な判断を下しました。

大阪医科薬科大学事件では、当事者の方から、最高裁が、職務内容の「一定の相違」を強調したことについて、9割方の業務は同じで、その違いは正規・非正規に関係なく、各人ごとに生じているにも関わらず、差別を正当化する理由として使われることへの悔しさが語られました。

いずれの事件についても、高裁判決がとった均衡待遇による認容判決を覆したことから、弁護団・当事者から、「均等均衡待遇はどこいったのか」という感想がもれるものでした。

さらに、メトロコマース事件の当事者の方は、今後は、職務評価を勉強して、同一価値労働同一賃金を追及したい、とも述べ、悔しさとともに、新しい戦いへの意欲を見せていました。

これらの判決は、賞与・退職金こそ最高裁で負けましたが、いずれも、手当等については、勝ち取っていることも、両弁護団・当事者から報告がありました。

■最高裁で手当勝利

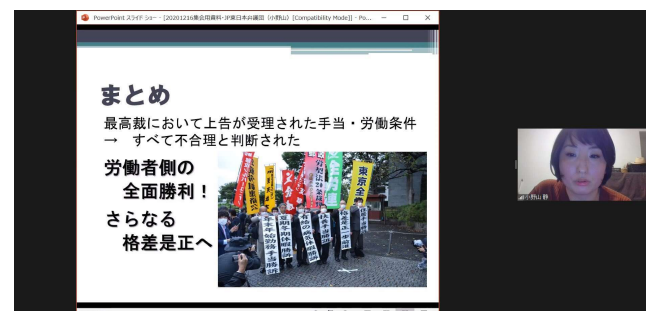
また、日本郵便事件は、最高裁に係属した手当については全て勝訴しましたが、西日本事件の当事者の方から、

「なんでこんなに年収差があるのかと憤りがあった。事故を起こせば雇止めにあうかも、という不安もあった。

そういう環境を変えたい、期間の定めがある労働者も待遇を改善してイキイキと働ければ会社にとってもよいのでと立ち上がった。」

との切実な言葉がありました。

〔次号に続く〕



(日本郵政東日本事件・小野山弁護士)

〔発信元〕 日本労働弁護団

〒101-0062 千代田区神田駿河台 3-2-11 連合会館 4 階
TEL: 03-3251-5363 FAX: 03-3258-6790